

目 次

侵入阻止！ 豚コレラ・アフリカ豚コレラ その2	1
リスクが高まる前にHPAI対策を！！	2
地域で呼吸器病を防ごう！ ～ 母牛にもワクチンを接種しましょう ～	3
飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の使用が禁止されます	4
デキサメタゾン類の一部が食用動物に使用できなくなりました	4

🚫 侵入阻止！ 豚コレラ・アフリカ豚コレラ ～その2～

昨年9月に発生した**豚コレラ**は、発生が止まず関東地方の埼玉県へも拡大し、10月23日現在、46例の発生が確認されています。非発生県である静岡、群馬、富山、石川県を含む11県の野生いのししからもウイルスが検出されており、これら11県では、豚へのワクチン接種を開始することとなりました。

アフリカ豚コレラは、韓国や、海を越えてフィリピンにも拡大し、国内の空港でも生きたウイルスが手荷物の自家産肉製品から検出されています。

国では、侵入防止対策の強化のため、**来年4月から、養豚場敷地内へのいのしし等野生動物の侵入防止柵の設置を義務化**することを検討しています。

★侵入防止と早期発見のために

これまでの対策、「**人や野生動物を介した、農場敷地・豚舎への侵入防止**」、「**食品残渣飼料の確実な加熱**」「**観察強化と早期通報**」に加え、**他の農場との交差汚染防止のため**以下に留意願います。

【と畜場出荷、共同利用施設利用時】

- ・専用衣類を着用
- ・退場時と農場帰着前の複数回、車両の洗浄と消毒を徹底



【生体出荷時】

- ・専用衣類を着用のうえ農場外で受け渡し、衣類は消毒
- ・出荷後の車両は直接農場に戻らず、
①再度消毒、②1日以上ダウンタイムを取ってから帰場

○リスクが高まる前にHPAI対策を！！

HPAI：高病原性鳥インフルエンザ

防疫対策上の最も重要な3つのこと

- 「発生の予防」・・・日頃から消毒・鶏舎補修を徹底しましょう。
- 「早期の発見及び通報」・・・特定症状を理解し、異常を感じたら家保に連絡しましょう。
- 「迅速かつ的確な初動防疫対応」・・・いざという時のために、埋却地を準備し、必要に応じて整備しましょう。

巡回結果から ～消毒ワンポイント～



今年度も巡回への御協力、ありがとうございました。その中で気になったことは、塩素系消毒薬を使用している踏込み槽への消石灰混入です。

塩素系消毒薬はアデノウイルスを含む多くの病原体に有効ですが、アルカリ条件下では、効果が低下することが知られています。その消毒効果を最大限に引き出すためには、踏込み槽に入る前に靴底についた消石灰を十分洗い落とすひと手間が必要です。

参考：「畜舎の消毒について」（社）中央畜産会



防疫演習のお知らせ

11月21日（木）、当所において防疫演習を行います。内容は、発生農場での作業員・資材の拠点である「現地拠点施設」と車両の「消毒ポイント」の設置・運営の実動訓練です。“備えあれば憂い無し”。自由参加ですので、発生時の防疫措置の流れを体験してみませんか。

野鳥でのウイルス検出状況を参考に、
リスク管理しましょう。

地域で呼吸器病を防ごう！ ～ 母牛にもワクチンを接種しましょう ～

子牛は、RSウイルスやコロナウイルスによる呼吸器病が多く発生します。その要因の1つとして、概ね6ヶ月齢までの子牛は、ウイルス等の病原体から自らを守る「免疫」が未熟であることが上げられます。そのかわり、母牛の初乳から得た「移行抗体」という免疫物質で病原体から身を守っています。

そこで、子牛へのワクチン接種に加えて、母牛にワクチンの接種をすることで、「移行抗体」をより効果的に発揮させることができます。

子牛だけでなく、母牛にもワクチンを毎年1回接種して、自分の牛を自分で守りましょう。

キャトルセンターや育成牧場を利用する場合、
ワクチン接種を済ませてから預託しましょう！

○ワクチン接種の例



岩手県北家畜衛生協議会では、ワクチン接種の助成を行っています。詳しくは、かかりつけの獣医さんか、家畜保健衛生所へお問い合わせ下さい。

牛5種混合（生・不活化）	1頭当りの生産者負担	1,910～2,080円
牛6種混合（生・不活化）	"	2,220～2,320円

**飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の
使用が禁止されます(令和元年12月27日～)**
～薬剤耐性対策のため、
抗菌性飼料添加物の指定を見直していきます～

抗菌剤は動物用医薬品のほか、**家畜の増体や飼料効率の向上**のために飼料に混ぜて与える**飼料添加物**として、使用されています。薬剤耐性菌が、**家畜の治療を困難**にするだけでなく、畜産物を介して、**人の感染症の治療を困難**にすることが懸念されています。

農林水産省では、**テトラサイクリン系物質**※について、**飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止します(令和元年12月27日予定)**。

また、**農家段階で当該飼料添加物添加飼料が残らないよう**、販売店や農家での在庫を使い切ることが必要です。使用禁止後、当該飼料を使用すると**飼料安全法違反**となりますので、ご注意ください。

※：アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイキリン及びクロルテトラサイクリン

**「デキサメタゾン類」の一部が
食用動物に使用できなくなりました**

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令が平成30年12月29日に制定、施行されました。以下に改正の概要を記載します。

「メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤」(**水性デキサメサゾン注A**)の**休薬期間が延長**されました。

・「リン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤」(**コルソンP注射液、水性デキサ注0.1%、水溶性デキサ注「KS」**)の**休薬期間が延長**されました。

・**上記以外の懸濁性注射剤及び外用剤**は、**食用動物には使用できなくなりました**。

皆様のご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

《発行元・問い合わせ先》

岩手県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040